

公募型プロポーザル方式に係る業務受託者募集に関する公告

今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託事業の公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について、次のとおり公告します。

平成30年6月11日

今治市長 菅 良二

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から西暦2024年3月31日まで

(3) 委託業務の内容

私債権及び非強制徴収公債権の滞納債権の集金代行及び回収業務

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業所は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6箇月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者
- (4) 破産の申立がない者
- (5) 今治市税に滞納がない者（法人及びその代表者）
- (6) 消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がない者
- (7) 今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）第4条第2項による競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する営業許可を受けている者で、集金代行業務の承認を法務大臣より受けている者
- (9) 県及び市町村における滞納債権の管理及び徴収業務の受託実績を有すること。
- (10) 今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年要綱第18号）に基づいて指名停止を受けていない者
- (11) 今治市不当要求行為等防止対策要綱（平成17年要綱）に基づいて報告を受けていない者

3 参加手続き

ホームページから募集要領及び仕様書をダウンロードして、よくお読みいただいたうえで、お申し込みください。

<http://www.city.imabari.ehime.jp/>

(1) 担当部署

今治市企画財政部納税課債権管理室
〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
電話 (0898) 36-1512 (直通)
FAX (0898) 31-3181
電子メール nouzei@imabari-city.jp

(2) 参加申込書等：各1部

① 提出書類

ア 参加申込書 (様式第1号)

イ 提案者(会社)概要

ウ 集金代行業務ついて兼業業務の承認を受けていることを証明する書類の写し

※法務大臣より「債権管理回収業に関する特別措置法」(平成10年法律第126号)第3条の規定に基づき債権管理回収業の許可を受けている債権回収会社

エ 業務実績一覧表及び業務実績調査票(様式第5号)

オ 暴力団等排除に関する誓約書(様式第2号)

カ 委託費見積書(様式第3号)

② 提出方法 持参

③ 提出期限 平成30年7月6日(金)午後5時まで(必着)

④ 提出場所 今治市企画財政部納税課債権管理室

4 企画提案書等

(1) 企画提案書等：11部(正本1部、副本10部) 表紙(様式第6号)

① 提出方法 持参

② 提出場所 今治市企画財政部納税課債権管理室

③ 提出期限 平成30年7月6日(金)午後5時まで(必着)

④ 内容(任意様式)

次に掲げる評価項目を含む内容とし、原則A4版で作成してください。電子装置を使用する記憶媒体での提出は認めません。

○評価項目

| 評価項目 | 配点ポイント |
|---|--------|
| ① 業務実施方針及び実施計画 ○ 基本的な取組姿勢 ○ 業務フロー ○ 実施スケジュール | 20 |

| | |
|---|-----|
| ② 実施体制 ○ 会社の概要、財務状況 ○ 人員配置、業務体制、連絡体制など ○ 専門性、能力など ○ 拠点、設備など | 30 |
| ③ 当業務の実施手法（手法、手順など） ○ 支払い案内 ○ 文書催告 ○ 電話催告 ○ 支払方法等の相談業務 ○ 集金及び入金業務 ○ 報告及び連絡事務 ○ 分納管理事務 ○ 問合わせ等（苦情）対応 | 50 |
| ④ 個人情報保護及びコンプライアンスの考え方と対策 | 10 |
| ⑤ 債権管理回収業務の実績（他市、県における実績） | 20 |
| ⑥ 委託料 ※ 未収金の回収額に対する割合（％）で提示のこと。 ※ 税抜き | 30 |
| ⑦ その他 ○ 事業実施に関する創意工夫など | 10 |
| 合 計 | 170 |

(2) プレゼンテーションの実施

① 日時 平成30年8月21日（火）午後1時30分から（予定）

② 場所 今治市役所第1別館101会議室（予定）

※ 日時等の詳細については、参加者に別途通知しますが、提案時間は、30分以内とします。

5 最終受託事業推薦者の選定及び審査結果の通知方法

(1) 選定方法

業者の選定は、別に定める今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、成功報酬率（税抜き）40%以内の参加事業者に対し、企画提案書の内容等に関するヒアリングを行った後、参加事業者から提出された業務提案等を今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託の評価項目及び評価基準に基づいて行うものとし、なお、選定委員会は審査結果に基づき順位付けを行い、最も得点の高い者を最終受託事業推薦者として市長へ報告し、正式に決定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して書面で通知します。

(3) 選定後の取扱い

最終受託事業候補者として選定された者と契約交渉を行います。ただし、契約交渉が不調となった場合は、次点の推薦者と契約交渉を行います。

6 その他

(1) 留意事項

- ① 提出書類の著作権は、参加者に帰属します。
- ② 提出書類は、非公開とします。
- ③ 提出書類は、返却しません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがありますので、ご注意ください。
- ⑤ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めません。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とします。